

静岡県有財産の一時貸付募集要項

静岡県有地の一時貸付けについて、借受けを希望される方は、この募集要項を熟知のうえお申し出ください。

1 貸付

(1) 貸付けの内容

県有地の賃貸借（一時貸付）

(2) 利用可能な用途

臨時的・一時的な使用であって、建物等を建築せず、借地権等の権利が発生しない用途

（例：臨時駐車場、資材仮置き場、地域イベント会場）

(3) 利用できない用途

風俗営業、暴力団事務所、公序良俗に反する用途、政治的・宗教的中立を損う用途、その他社会通念上不適切と判断される場合や、振動、騒音、悪臭が著しく発生すると予想され、管理上又は環境保全上不適切と判断される用途

(4) 貸付物件

- ・ 各貸付物件は一覧のとおりです。
- ・ 各貸付物件の詳細は別添物件調書記載のとおりです。
- ・ 掲載物件でも既に借受者が決定し又は契約手続中の場合がありますので、借受けを希望される場合は、一覧に記載の各申し出先へ直接照会してください。
- ・ 貸付期間は、原則として、更新も延長も行いません。

2 借受け申し出資格要件

次の要件に該当しない法人又は個人に限り申し出ることができます。

(1) 公有財産に関する事務に従事する県の職員

(2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 貸付物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用に供しようとする者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

(5) 前号に掲げる者から委託を受けた者

(6) 次のアからキのいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 借受け申し出の手続き

借受け希望者は、借受けを希望する期間の初日の 1 か月前までに、様式第 1 号による普通財産一

時借受申出書（以下「借受申出書」という。）を持参又は郵送により各申し出先に提出してください。

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

借受申出書には、貸付期間のうち希望する期間、使用方法等を記載してください。1日単位での申し出も可能です。

ただし、申し出は先着順で受け付けていますので、申込期間内でもすでに借受者が決定している場合があります。その場合は速やかに借受け申し出者にその旨お知らせします。

4 申し出又は申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、申し出又は申込みは無効となります。

- (1) 申出資格の無い者が行った場合
- (2) 申し出に関し不正な行為を行った場合
- (3) 申出書等の氏名、印鑑その他主要な部分に誤脱又は判読不能なものがある場合
- (4) 記名押印を欠く場合
- (5) 借受申出書又は普通財産の一時貸付申込書等（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った場合
- (6) 申込期間までに貸付け申込みをしなかった場合
- (7) 前各号に掲げるものの他、この「募集要項」に規定する募集に関する条項に違反した場合

5 借受予定者の決定

- (1) 借受申出書の内容（借受希望期間、用途等）を審査のうえ適当と認められる方を借受予定者とします。
- (2) 借受希望期間における貸付料の見込み額が10万円を超えるものは、入札により借受者を決定します。
- (3) 貸付料の見込み額が10万円を越えない場合で同時期に重複する期間を含む借受け申し出があった貸付物件については、競合する借受け申し出の全期間について見積り合わせにより借受者を決定します。
- (4) 借受申出書を提出した方には、借受予定者の決定方法を通知します。

6 借受者の決定

- (1) 入札によらずに借受者となった方は、様式第4号の普通財産一時貸付申込書及び様式第5号の誓約書を提出していただきます。
- (2) 入札により借受者を決定する場合は、改めて入札の公告を行いますので、内容を熟知の上で手続を行い、入札に参加してください。（指定期日までに必要書類を添付した入札参加申込書を持参又は郵送により提出していただき、入札に参加いただきます。）
- (3) 見積り合わせにより借受者を決定する場合は、借受申出者に手続を通知しますので、内容を熟知の上、見積書を提出してください。（見積書は借受申出者において適宜作成した書式によるものとし、持参又は郵送により提出していただきます。）

7 契約の締結

貸付期間が1か月を超える場合は様式第2号による賃貸借契約書、1か月以内の場合は様式第3号による賃貸借契約書により契約を締結します。

8 契約保証金

入札により借受者を決定した場合、又は入札によらず借受者を決定した場合において貸付期間が1か月を超える場合は、契約金額の100分の10以上で県が定める額を指定期日までに県が発行する納入通知書により納付してください。なお、契約保証金の取扱いは、以下のとおりとします。

- (1) 契約保証金には、納付した日から還付を受ける日までの期間に対する利息は付さない
- (2) 県は、貸付料、原状回復に要する費用その他の本貸付契約に基づき借受者が負担すべき一切の債務の弁済に、契約保証金を充当することができる
- (3) 借受者の負担すべき債務への契約保証金の充当は、借受者からは主張できない
- (4) 県は、契約期間の満了又は契約の解除により賃貸借契約が終了した場合において、貸付物件の明け渡しを受けたときは、速やかに、契約保証金から借受者の債務を差し引いた額を返還する
- (5) 借受者は、県の承認を得ないで、契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権その他

の担保に供することはできない

- (6) 借受者の都合又は借受者が義務を履行しないために契約を解除した場合は、県に帰属し返還しない

9 貸付料の納付

貸付料は、県が発行する納入通知書により、県が指定する期日までに全額納付してください。

なお、貸付期間が1か月未満の場合は、貸付料に別途消費税がかかりますので御承知おきください。

10 契約の解除

次に掲げる場合に該当したときは、契約を解除します。

- (1) 借受者が契約に定める義務を履行しないとき
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、貸付財産を必要とするとき
- (3) 県が当該地の買受け申し込みを受けたとき
- (4) 借受者が、2に定める借受申し出資格要件の(2)から(6)に該当したとき

11 貸付契約期間中の使用制限及び維持管理責任

- (1) 賃貸借契約書に記載された用途を遵守し、貸付料等を定められた期限までに確実に納付してください。
- (2) 貸付物件の転貸又は賃借権の譲渡はできません。
- (3) 貸付契約期間が1か月以内の場合にあっては、土地の形状の変更及び工作物又は臨時的な仮設建物の設置はできません。
- (4) 貸付契約期間が1か月を超える場合にあっては、貸付物件の使用の用途に必要な限度における工作物又は臨時的な仮設建物に限って設置することができます。ただし、その設置及び増改築にあたっては、事前に県に書面によって申請し、県の承認を得てください。

12 貸付契約の終了

- (1) 貸付期間の満了により貸付契約が終了する場合は契約が満了する期日までに、借受者の責任と負担において、貸付財産を原状に回復して返還してください。
- (2) 売却中の物件において買受希望があった場合は、賃貸借契約を解除しますので、県の指定する期日までに、借受者の責任と負担において、貸付物件を原状に回復して返還してください。
- (3) 借受者が貸付契約終了までに貸付財産を原状に回復して返還しない場合は、貸付契約終了の日の翌日から返還完了までの期間について、貸付料の2倍相当額の違約金を支払っていただきます。なお、当該違約金は、借受者が貸付契約に定める義務を履行しないことによる損害賠償額の予定又はその一部と解釈しません。

13 その他

- (1) 借受けの申し出や入札、契約等の手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 各貸付物件に関する問合せは、各申し出先に照会してください。
- (3) その他、一時貸付の募集全体に関する問合せは、静岡県財務部行政経営課に照会してください。